

九重町告示第 51 号

九重町設計図書電子閲覧試行実施要領を次のように定める。

平成28年4月25日

九重町長 坂本和昭

九重町設計図書電子閲覧試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九重町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に係る電子閲覧の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 閲覧に供する仕様書（特記仕様書を含む）、図面、設計書、現場説明資料及び見積りに必要な資料をいう。
- (2) 電子閲覧 設計図書等の全部または一部を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において閲覧または取得することをいう。
- (3) 電子データ 設計図書等を電子ファイル化したものをいう。

(電子閲覧に供する建設工事等)

第3条 電子閲覧に供する建設工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、下記以外の建設工事等で電子閲覧に供することが適当な場合は、これを実施する。

- (1) 設計金額が130万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事
- (2) 設計金額が50万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務

(電子データの作成)

第4条 前条の規定により選定した建設工事等に係る電子データは、当該入札案件の建設工事等の担当者が作成し、発注担当者へ提出するものとする。

- 2 電子データは、基本的にポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）で作成する。ただし、必要な場合はエクセルワークシート（XLS）等で作成できるものとする。
- 3 作成する電子データは、50メガバイト以内の容量とする。
- 4 作成する電子データ用の紙サイズは、A3版以内のサイズとなるよう調整する。

(電子閲覧の実施方法)

第5条 発注担当者は、前条の規定により作成した電子データを、一般競争入札にあっては入札

公告、指名競争入札にあつては指名通知後に合わせて電子入札システムに掲示し、電子閲覧に供するものとする。

- 2 電子データの容量が50メガバイトを超える場合やシステム障害等、発注者が電子閲覧できないと判断した場合は、紙閲覧等を行うものとする。
- 3 著作権や意匠権、特許権などで保護されており、電子閲覧に供することが不相当と認められる図面等が設計図書等に含まれる場合は、設計図書等の一部もしくは全部を電子閲覧に供さず、紙閲覧等を行うものとする。
- 4 閲覧確認については、電子入札システムの入札結果登録画面において確認するものとする。
(電子閲覧の周知)

第6条 電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札においては入札公告により、指名競争入札においては指名通知により行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月1日から施行する。